第１１０７回 教 育 委 員 会

令和４年２月10日
県庁舎教育委員室

１　開　　　会　　　午後１時

２　会議録署名委員の指名

３　会期の決定

４　報　　　告
（1）　最上地区の３分校への副校長の配置について
（高校教育課高校改革推進室）

５　議　　　題
議第１号　山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について　（教育政策課）
議第２号　市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について　（教職員課）
議第３号　山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について　（高校教育課）
議第４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
議第４号の１　令和４年度山形県一般会計予算のうち教育委員会に関する事務に係る部分　（教育政策課）
議第４号の２　令和３年度山形県一般会計補正予算のうち教育委員会に関する事務に係る部分　（教育政策課）
議第４号の３　山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案　（教育政策課）
議第４号の４　山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案　（教職員課）
議第４号の５　山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例案　（教職員課）
議第４号の６　山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について　（スポーツ保健課）
議第５号　教職員の人事について　（教職員課）

６　閉　　　会

最上地区３分校への副校長の配置について

令和４年２月 10 日
高 校 改 革 推 進 室

○　最上地区の３分校（新庄北高校最上校、新庄南高校金山校、新庄神室産業高校真室川校）に、令和４年度から教頭に替えて副校長を配置し、地域と連携した学校の魅力化・活性化に、より主体的、即時的に対応できるようにする。

○　なお、分校の本校化（校長配置）※1については、入学者数の推移等を踏まえながら、引き続き検討する。

※１ 最上地区の県立高校再編整備計画（第２次計画）（R3.3 策定）に、分校の本校化（校長配置）の検討を記載

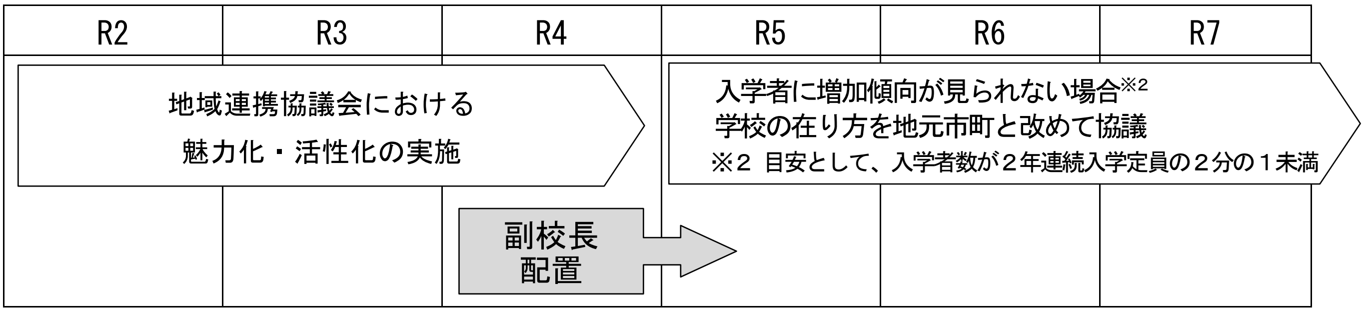

（これまでの経緯）

○　令和２年２月に県立高校再編整備基本計画を改定し、小規模校６校※3については、地域連携協議会等において、学校の魅力化・活性化が検討・実施されている。

※３　新庄北高校最上校、新庄南高校金山校、新庄神室産業高校真室川校、荒砥高校、小国高校、遊佐高校

県立高校再編整備基本計画「再編整備に関する基本方針」（R2.2 改定）より抜粋

１学年当たり１学級の学校※4については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、３年間を目処として実施します。

実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合※5は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとします。

※４　この場合、分校も１つの学校と見なします。
※５　目安として、入学者数が２年連続して入学定員の２分の１に満たない場合とします。

○　小規模校の魅力化・活性化策の一つとして、令和４年度入学者選抜から小規模校における入学者選抜方法を改善し、推薦選抜での県外募集、県外募集人数の拡大及び普通科での推薦選抜を可能とした。

○　有識者等からなる「小規模校の在り方検討会議」において、最上地区の３分校には校長が常駐しないことにより地域連携や意思決定等に課題があるとの意見があったため、自治体の意見を踏まえながら検討を進めてきた。

議第　1　号

山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会会議規則（昭和 35 年４月県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項を削り、同条の次に次の１条を加える。

第２条の２　災害その他の理由により教育長が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって会議を開催することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない場合への対応に備え、オンライン会議システムを活用した教育委員会会議の開催を可能とするため、規定の整備について提案するものである。

令和４年２月 10 日提出

山形県教育委員会

教育長　菅　間　裕　晃

山形県教育委員会会議規則新旧対照表

現　　　行	改　正　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　－略－	第１条　－略－
第２条　－略－	第２条　－略－
２　－略－	２　－略－
３　出席した委員は、事務局に設けてある出席簿になつ印しなければならない。	３　削除
（新規）	第２条の２　災害その他の理由により教育長が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって会議を開催することができる。
第３条～第25条　－略－	第３条～第25条　－略－

山形県教育委員会オンライン会議取扱要領

第１条　この要領は、山形県教育委員会会議規則（昭和 35 年４月山形県教育委員会規則第４号。以下「規則」という。）第 25 条の規定により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）によって、山形県教育委員会会議（以下「会議」という。）に教育委員が出席する際の必要な事項を定めるものとする。

第２条　オンライン会議システムによる出席を希望する委員は、教育長にその旨を申し出なければならない。

２　オンライン会議システムにより出席する委員は、自宅、勤務地その他の当該委員が当日所在する場所の最寄りの教育事務所に来庁し、オンライン会議システムを利用するものとする。

３　オンライン会議システムにより出席する委員は、規則第３条第１項に規定する議席にいるものとみなす。

４　会議の公開については、教育委員室での傍聴のみとし、同時配信は行わない。

５　議事録上の会場は、教育委員室とする。

第３条　オンライン会議システムにより出席する委員がいる場合、教育長は、議事に先立ち、適時的確な意見表明を相互に行うことができる状態となっていることを確認し、確認できた場合には、オンライン会議システムを利用し会議を行う旨を述べるものとする。

第４条　オンライン会議システムにより出席した委員が、審議の途中で映像又は音声が送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、当該委員はその時から退席したものとみなす。

第５条　オンライン会議システムにより出席する委員は、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、会議に出席する者に配布される各種パスワード等を適切に管理しなければならない。

附　　則

この要領は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会会議規則の一部改正について

第１　改正経緯

○　教育委員会会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条に基づき、教育長が招集し、教育長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されている。

○　文部科学省より、新型コロナウイルス感染症への対応として、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システム等を活用して教育委員会会議を開催することも可能という考えが示された。

○　新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない場合への対応に備え、オンライン会議システムを活用して教育委員会会議を開催することができるよう所要の改正を行うもの。

第２　教育委員会会議規則の改正内容

○　災害その他の理由により教育長が必要と認めるときは、オンライン会議システムによる会議開催を可能とする規定の追加。

（災害その他の理由の想定例）

・災害その他の理由により交通が途絶している場合
・感染症の拡大防止やその他緊急時の対応が必要な場合
・他の業務等により遠隔地に所在する場合

○　出席簿に係る規定の削除。

第３　オンライン会議取扱要領の主な内容

○　オンライン出席を希望する委員は、教育長に申し出なければならない。

○　オンライン出席する場合は、自宅、勤務地その他の当該委員が当日所在する場所の最寄りの教育事務所に来庁し、オンライン会議システムを利用。

○　会議の公開については、教育委員室での傍聴のみとする。

○　オンライン出席する委員がいる場合、教育長は議事に先立ち、相互に意思疎通が図れる状態となっていることを確認し、確認できた場合には、オンライン会議システムを利用し会議を行う旨を述べることとする。

○　審議途中で、映像又は音声が送受信できなくなり、復旧できない場合は、その時から退席したものとみなす。

第４　施行期日

公布の日から施行する。

議第　２　号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第１条の２中「、第３号」を「、第３号、第６号の２（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）」に改める。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和 40 年４月県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(6) 婚姻	７日以内

」を

「

(6) 婚姻	７日以内	
（６の２）　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度につき５日（当該通院等が体外受精その他県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内	県教育委員会が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあつては、当該事実を確認することができる書類

」に

改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

不妊治療に係る特別休暇の規定を整備するため提案するものである。

令和４年２月 10 日提出

山形県教育委員会

教育長　菅　間　裕　晃

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

１　改正概要

(1)　市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正

下記(2)の規則の一部改正に伴う読替規定の整備（第１条の２）

(2)　山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正

不妊治療のための特別休暇の新設（別表その他の項第６号の２）

（休暇の内容）

○　事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

○　付与日数

一の年度につき５日（体外受精その他県教育委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10 日）以内

○　付与単位

１日または１時間

なお、国家公務員、本県知事部局職員及び教育委員会事務局職員にも同様の休暇が導入されている。

２　施行期日

公布の日から施行する。（令和４年２月 15 日）

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則新旧対照表

第１条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

現　　行	改　正　案
第１条の２　職員の勤務時間及び休暇等については、この規則に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年４月県教育委員会規則第３号）の規定を準用する。この場合において、同規則第３条第５項、第４条第４項及び第５項、第４条の２第４号、第４条の３の２、第４条の３の３第５項、第４条の３の４第２項及び第４項から第６項まで、第４条の５（同規則第４条の７において準用する場合を含む。）、第４条の６第３項（同規則第４条の７において準用する場合を含む。）、第４条の８（同規則第４条の10において準用する場合を含む。）、第４条の９第３項（同規則第４条の10において準用する場合を含む。）、第６条第２項、第12条第３項から第７項まで、第13条、第15条、第17条第１項、第３項及び第４項並びに別表その他の項第２号、第３号、第７号、第10号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）、第12号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）及び第13号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）の規定中「県教育委員会」とあるのは、「市町村教育委員会」と、第４条の３の３第１項、第３項及び第４項の規定中「県教育委員会又は」とあるのは、「市町村教育委員会又は」と読み替えるものとする。	第１条の２　職員の勤務時間及び休暇等については、この規則に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年４月県教育委員会規則第３号）の規定を準用する。この場合において、同規則第３条第５項、第４条第４項及び第５項、第４条の２第４号、第４条の３の２、第４条の３の３第５項、第４条の３の４第２項及び第４項から第６項まで、第４条の５（同規則第４条の７において準用する場合を含む。）、第４条の６第３項（同規則第４条の７において準用する場合を含む。）、第４条の８（同規則第４条の10において準用する場合を含む。）、第４条の９第３項（同規則第４条の10において準用する場合を含む。）、第６条第２項、第12条第３項から第７項まで、第13条、第15条、第17条第１項、第３項及び第４項並びに別表その他の項第２号、第３号、第６号の２（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）、第７号、第10号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）、第12号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）及び第13号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）の規定中「県教育委員会」とあるのは、「市町村教育委員会」と、第４条の３の３第１項、第３項及び第４項の規定中「県教育委員会又は」とあるのは、「市町村教育委員会又は」と読み替えるものとする。

第２条関係（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

現　行

別表

特別休暇の承認の基準

区分	事由	期間	申請をするときに提出すべき書類
その他	(1)～(５の４)	－略－	－略－
	(6)　婚姻	７日以内	

改　正　案

別表

特別休暇の承認の基準

区分	事由	期間	申請をするときに提出すべき書類
その他	(1)～(５の４)	－略－	－略－
	(6)　婚姻	７日以内	
	(６の２)　職員が不妊治療に係る通院等の	一の年度につき５日（当該通院等が体外受	県教育委員会が、その事実を確認す

	(7)～(15)	－略－	－略－

	ため勤務しないことが相当であると認められる場合	精その他県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内	る必要があると認められる場合にあっては、当該事実を確認することができる書類
	(7)～(15)	－略－	－略－

議第　３　号

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 29 年２月県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第 47 条の６」を「第 47 条の５」に改める。

第２条第１項中「保護者（親権を行う者及び未成年後見人」を「保護者等（山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年４月県教育委員会規則第３号）第 43 条に規定する保護者等」に、「と保護者」を「と保護者等」に改める。

第４条第１項中「第 47 条の６第６項」を「第 47 条の５第６項」に改める。

第５条第２項及び第６条第２項第１号中「保護者」を「保護者等」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１項、第５条第２項及び第６条第２項第１号の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

提　案　理　由

民法（明治 29 年法律第 89 号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和４年２月 10 日提出

山形県教育委員会
教育長　菅　間　裕　晃

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）新旧対照表

現　　行	改　正　案
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の６の規定により、山形県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の５の規定により、山形県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）	（設置）
第２条　山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童又は生徒の健全な育成を図ることを目的として協議会を設置する。	第２条　山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者等（山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年４月県教育委員会規則第３号）第 43 条に規定する保護者等をいう。以下同じ）及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者等及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童又は生徒の健全な育成を図ることを目的として協議会を設置する。
２～３　－略－	２～３　－略－
第３条　－略－	第３条　－略－
（意見聴取）	（意見聴取）
第４条　協議会は、法第 47 条の６第６項又は第７項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。	第４条　協議会は、法第 47 条の５第６項又は第７項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。
２　－略－	２　－略－
（運営状況に関する評価及び情報提供）	（運営状況に関する評価及び情報提供）
第５条　－略－	第５条　－略－
２　協議会は、保護者及び地域住民等に対して、学校運営および学校運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報提供に努めるものとする。	２　協議会は、保護者等及び地域住民等に対して、学校運営および学校運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報提供に努めるものとする。
（委員の任命）	（委員の任命）
第６条　－略－	第６条　－略－
２　－略－	２　－略－

（１）　対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 （２）～（８）　－略－ ３～４　　－略－ 第７条～第14条　－略－	（１）　対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等 （２）～（８）　－略－ ３～４　　－略－ 第７条～第14条　－略－

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

１．改正理由

・民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴う規定の整備を図るため。
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の 47 条の３の削除に伴い、条項番号を変更するもの。

２．改正規則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

３．主な改正内容

・「保護者」を「保護者等（山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年４月県教育委員会規則第３号）第 43 条に規定する保護者等)」に改める。
・「47 条の６」を「47 条の５」に改める。

○山形県立高等学校管理規則

第 43 条　保護者等は、次の各号の一に該当する者で、その順位は各号の順序とする。

（１）　親権者
（２）　後見人
（３）　生徒が 18 歳となる日の前日に第１号又は第２号に該当していた者
（４）　その他校長が適当と認める者

４．施行期日

公布の日から施行する。ただし、第２条第１項、第５条第２項及び第６条第２項第１号の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

○学校運営協議会について

学校運営協議会は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。